

別記様式第 1 (第 10 条関係)

令和 7 年度上期放射線管理等報告書

熊原第 2 5-1 0 4 号

令和 7 年 1 1 月 4 日

原子力規制委員会 殿

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第 10 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

工場又は 事業所	名 称	原子燃料工業株式会社 熊取事業所
	所 在 地	大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 950 番地

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度 (注 1)

① 放射性物質の種類別の濃度の 3 月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所等		種類	前半の 3 月間 (4 月～6 月)	後半の 3 月間 (7 月～9 月)
			U	U
排気口又は 排気監視設備	排気口 (1)		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1
	排気口 (2)		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1
濃度管理目標値			1.5×10 ⁻⁹	

② 放射性物質の濃度の 3 月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所		濃度	前半の 3 月間 (4 月～6 月)		後半の 3 月間 (7 月～9 月)	
			平均値	最高値(注 2)	平均値	最高値(注 2)
排気口又は 排気監視設備	排気口 (1)		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1
	排気口 (2)		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1

※1 検出限界濃度は 1.5×10⁻¹⁰ Bq/cm³

(2) 液体状の放射性廃棄物の放射性物質の濃度 (注 1)

① 放射性物質の種類別の濃度の 3 月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所等		種類	前半の 3 月間 (4 月～6 月)	後半の 3 月間 (7 月～9 月)
			U	U
排水口監視又は設備	排水口 (1)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	排水口 (2)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	一般排水口 ※2		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
濃度管理目標値			8 × 10 ⁻³	

② 放射性物質の濃度の 3 月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所		濃度	前半の 3 月間 (4 月～6 月)		後半の 3 月間 (7 月～9 月)	
			平均値	最高値(注 2)	平均値	最高値(注 2)
排水口監視又は設備	排水口 (1)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	排水口 (2)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	一般排水口 ※3		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3

※2 保安規定に記載する周辺監視区域外に放流する排水口

※3 検出限界濃度は 1.1 × 10⁻³ Bq/cm³

(3) 気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注 3)

放射性廃棄物の種類	低レベル 液体廃棄物 (m ³)	低レベル固体廃棄物	
		ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度末保管量			
当該年度の発生量			
当該年度の減少量			
施設内減量			
施設外減量			
当該年度末保管量			
保管設備容量	20.0 m ³	11,520 本相当	

放射性廃棄物の保管量等は下期報告書に記載する。

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)				
	0.1mSv 以下	0.1mSv を超え 1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下	5mSv を超え 10mSv 以下
職員					
その他					
合計					

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)				
	10mSv を超え 15mSv 以下	15mSv を超え 20mSv 以下	20mSv を超え 25mSv 以下	25mSv を超え 30mSv 以下	30mSv を超え 35mSv 以下
職員					
その他					
合計					

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)				
	35mSv を超え 40mSv 以下	40mSv を超え 45mSv 以下	45mSv を超え 50mSv 以下	50mSv を 超えるもの	合計
職員					
その他					
合計					

線量 放射線 業務従事者	線量		
	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員			
その他			
合計			

放射線業務従事者の1年間の線量分布は下期報告書に記載する。

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者		線量	線量分布（人）			
			0.1mSv 以下	0.1mSv を超え 1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下
前半の3月間 (4月～6月)	職員		6	0	0	0
	その他		1	0	0	0
	合計		7	0	0	0
後半の3月間 (7月～9月)	職員		5	0	0	0
	その他		1	0	0	0
	合計		6	0	0	0

放射線 業務従事者		線量	線量分布（人）		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
			5mSv を 超えるもの	合計			
前半の3月間 (4月～6月)	職員		0	6	0.00	0.0	0.0
	その他		0	1	0.00	0.0	0.0
	合計		0	7	0.00	0.0	
後半の3月間 (7月～9月)	職員		0	5	0.00	0.0	0.0
	その他		0	1	0.00	0.0	0.0
	合計		0	6	0.00	0.0	

注 1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」について

- (1) 「測定箇所」は保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字 2 桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の 3 月間における最高値を記載すること。
- 3 「気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 気体状の放射性廃棄物は、80 キログラムボンベの本数で記載すること。
 - (2) 80 キログラムボンベに入っていないものに関しては、80 キログラムボンベに換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (4) 固体状の放射性廃棄物は、200 リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (5) 200 リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200 リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (6) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (7) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。
 - (8) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」として加工事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
 - (9) 保管量は使用許可分も含む。なお、原子力安全・保安院指示文書「放射線業務従事者の線量等に関する報告について」（平成 14 年 4 月 1 日付け平成 14・03・18 原院第 3 号）に基づく「放射線業務従事者線量等報告書」においても同様に報告している。
- 4 「放射線業務従事者の線量分布」について
- (1) 「職員」とは、加工事業者直接雇用される放射線業務従事者とする。
 - (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
 - (3) 同一人物が 2 以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1 人として算出すること。
 - (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下 3 桁目を四捨五入して小数点以下 2 桁とし、「平均線量」については小数点以下 2 桁目を四捨五入して小数点以下 1 桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
 - (5) 2(1)の「放射線業務従事者」は女子も含むものとする。

その他

- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「－」と記載するか当該欄を削除すること。
- (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第 1（第 10 条関係）

令和 7 年度下期放射線管理等報告書

熊原第 2 6 - 0 5 2 号
令和 8 年 5 月 8 日

原子力規制委員会 殿

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号
氏名 原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第 10 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	原子燃料工業株式会社 熊取事業所
	所 在 地	大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 950 番地

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度（注 1）

① 放射性物質の種類別の濃度の 3 月間についての平均値

(単位：Bq/cm³)

測定の箇所等		種類	前半の 3 月間（10 月～12 月）	後半の 3 月間（1 月～3 月）
			U	U
排気口又は排気監視設備	排気口（1）		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1
	排気口（2）		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1
濃度管理目標値			1.5×10 ⁻⁹	

② 放射性物質の濃度の 3 月間についての平均値及び最高値

(単位：Bq/cm³)

測定の箇所		濃度	前半の 3 月間（10 月～12 月）		後半の 3 月間（1 月～3 月）	
			平均値	最高値(注 2)	平均値	最高値(注 2)
排気口又は排気監視設備	排気口（1）		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1
	排気口（2）		検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1	検出限界未満 ※1

※1 検出限界濃度は 1.5×10⁻¹⁰ Bq/cm³

(2) 液体状の放射性廃棄物の放射性物質の濃度 (注 1)

① 放射性物質の種類別の濃度の 3 月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所等		種類	前半の 3 月間 (10 月～12 月)	後半の 3 月間 (1 月～3 月)
			U	U
排水口監視又は設備	排水口 (1)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	排水口 (2)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	一般排水口 ※2		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
濃度管理目標値			8 × 10 ⁻³	

② 放射性物質の濃度の 3 月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所		濃度	前半の 3 月間 (10 月～12 月)		後半の 3 月間 (1 月～3 月)	
			平均値	最高値(注 2)	平均値	最高値(注 2)
排水口監視又は設備	排水口 (1)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	排水口 (2)		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3
	一般排水口 ※3		検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3	検出限界未満 ※3

※2 保安規定に記載する周辺監視区域外に放流する排水口

※3 検出限界濃度は 1.1 × 10⁻³ Bq/cm³

(3) 気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注 3)

放射性廃棄物の種類	低レベル 液体廃棄物 (m ³)	低レベル固体廃棄物	
		ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度末保管量	13.8	10,184	28
当該年度の発生量	0	419	5
当該年度の減少量	0	466	4
施設内減量	0	466	4
施設外減量	0	0	0
当該年度末保管量	13.8	10,137	29
保管設備容量	20.0 m ³	11,520 本相当	

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線 業務従事者	線量	線量分布 (人)				
		0.1mSv 以下	0.1mSv を超え 1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下	5mSv を超え 10mSv 以下
職員		128	17	11	0	0
その他		66	3	0	0	0
合計		194	20	11	0	0

放射線 業務従事者	線量	線量分布 (人)				
		10mSv を超え 15mSv 以下	15mSv を超え 20mSv 以下	20mSv を超え 25mSv 以下	25mSv を超え 30mSv 以下	30mSv を超え 35mSv 以下
職員		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

放射線 業務従事者	線量	線量分布 (人)				
		35mSv を超え 40mSv 以下	40mSv を超え 45mSv 以下	45mSv を超え 50mSv 以下	50mSv を 超えるもの	合計
職員		0	0	0	0	156
その他		0	0	0	0	69
合計		0	0	0	0	225

放射線 業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員		0.03	0.2	1.3
その他		0.00	0.0	0.7
合計		0.03	0.1	

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者		線量	線量分布（人）			
			0.1mSv 以下	0.1mSv を超え 1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下
前半の3月間 (10月～12月)	職員		5	0	0	0
	その他		1	0	0	0
	合計		6	0	0	0
後半の3月間 (1月～3月)	職員		5	0	0	0
	その他		1	0	0	0
	合計		6	0	0	0

放射線 業務従事者		線量	線量分布（人）		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
			5mSv を 超えるもの	合計			
前半の3月間 (10月～12月)	職員		0	5	0.00	0.0	0.0
	その他		0	1	0.00	0.0	0.0
	合計		0	6	0.00	0.0	
後半の3月間 (1月～3月)	職員		0	5	0.00	0.0	0.0
	その他		0	1	0.00	0.0	0.0
	合計		0	6	0.00	0.0	

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」について

- (1) 「測定箇所」は保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 「気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 気体状の放射性廃棄物は、80キログラムボンベの本数で記載すること。
 - (2) 80キログラムボンベに入っていないものに関しては、80キログラムボンベに換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (4) 固体状の放射性廃棄物は、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (5) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (6) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (7) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。
 - (8) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」として加工事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
 - (9) 保管量は使用許可分も含む。なお、原子力安全・保安院指示文書「放射線業務従事者の線量等に関する報告について」（平成14年4月1日付け平成14・03・18原院第3号）に基づく「放射線業務従事者線量等報告書」においても同様に報告している。
- 4 「放射線業務従事者の線量分布」について
- (1) 「職員」とは、加工事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。
 - (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
 - (3) 同一人物が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
 - (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
 - (5) 2(1)の「放射線業務従事者」は女子も含むものとする。

その他

- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「－」と記載するか当該欄を削除すること。
- (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。